

(別紙2)

「いちご王国」総合サイトキャンペーン（仮称）について

1 キャンペーンの内容

「いちご王国」総合サイトに多くの人が訪問するキャンペーンを実施し、キャンペーン参加者が県産いちごの購買や観光を目的とした本県への来訪等の行動変容を促すキャンペーンを企画すること。

2 キャンペーン参加を促すための広告配信

- ・ キャンペーン参加を促すため、キャンペーンを周知する広告を行うこと。
- ・ キャンペーン広告のクリエイティブについては、キャンペーンのテーマや開催時期に沿って、配信対象に訴求するものとし、広告効果の最適化を図ること。
- ・ 配信対象は、甲乙と協議のうえ決定すること。
- ・ 配信方法は、より効果が高い手法を選択すること。

3 効果測定及び報告業務

(1) キャンペーンの効果測定

- ・ キャンペーン期間中の、「いちご王国総合サイト」閲覧者数やキャンペーン参加者数等のエンゲージメント率等を計測すること。
- ・ キャンペーン開始後1週間程度を目安に計測結果の報告を行うこと。その後は、2週間に1回以上隔週レポートとして計測結果等を提出すること。
- ・ 可能な限り都道府県ごと、年齢、性別ごとに分析を行うこととし、その他可能な分析について提案すること。

(2) 広告配信の効果測定

- ・ 広告配信について、広告配信について、広告の表示回数・視聴回数、閲覧者・視聴者の属性（年齢、地域、特性等）等を広告からのサイト誘導状況等を分析しながら、定期的かつ甲の求めに応じて報告するとともに、ターゲティングの変更、絞り込み等改善策を甲と協議の上、実施すること。
- ・ 広告経由のキャンペーン参加数の目標値を設定すること。
- ・ 広告配信開始1週間程度を目安にミーティングを実施し、広告結果の報告と運用の見直し等についての提案を行うこと。その後は2週間に1回以上隔週レポートとして広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等を提出すること。なお、ミーティングを対面で行う場合は、原則として発注者の所在地にて実施すること。
- ・ 可能な限り都道府県ごと、年齢、性別ごとに分析を行うこととし、その他可能な分析について提案すること。

4 賞品等の準備発送業務

- ・ キャンペーン全体に係る商品の準備、抽選を行い、当選者に対して商品を発送すること。

- ・ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年 5 月 15 日法律第 134 号）に留意しながら、各種企画の賞品応募条件に応じて賞品の種類を変えるなど、ターゲットにより効果的に遡及する賞品の提案をすること。
- ・ 契約期間内に全ての賞品当選者への発送を完了させること。

4 留意事項

別紙 5 「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に記載の業務を実施すること。